

副本

昭和四八年行(コ)第二五号

控訴人 法務大臣田中伊三次

被控訴人 ロナルド・アラン・マクリーン

昭和四八年七月二十六日

控訴人指定代理人

吉野 衛



豊島 徳二



藤岡 晋



亀井 靖彦



荻上 泰男



郡司 主税



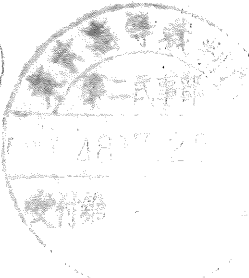
黒田 衛



青山 茂男



東京高等裁判所第二民事部 御中



一 本件は、「法務大臣が特に在留を認める者」(出入国管理令四条一項一六号、特定の在留資格及びその在留期間を定める省令一項三号)として在留期間一年の制限で上陸許可を受けたロナルド・アラン・マクリーシ(アメリカ国籍)が、法務大臣のなした昭和四五年九月五日付期間更新不許可処分取消しを求めた訴訟であり、原審は、法務大臣のなした右不許可処分を自由裁量の範囲を逸脱した違法なものであるとして、これを取消すべき旨の判決を言渡した。

二 しかし、右判決には法令の解釈を誤つた違法がある。

元来、外国人は、日本国民と同様に本邦に上陸し、滞在する権利を当然に有するものではない。外国人に対し上陸を許可し、一定の期間在留を許可するかどうかは、法令によつて適当に定めうる事項であり、在留期間の更新についても、まったく同様である。

出入国管理令二一条一、二項によれば、本邦に在留する外国人は、法務大臣に申請して在留期間の更新を受けることができるが、当然に更新を受ける権利を有するものではなく、同条三項は、「法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。」ものと規定し、更新の許否の判断について、法務大臣に広範な自由裁量権を与えている。

しかるに、原判決は、在留期間の更新の許否が法務大臣の自由裁量に属する事項であることを肯定しながら、他方において、被控訴人の転讓

及び政治活動を理由としてなされた更新不許可の処分を違法とし、殊に後者の点については、出入国管理令五条一項一―号ないし一四号所定の上陸拒否事由に準ずる事由がない限り更新を許可しなければならぬと判断している。

しかし、在留期間の更新を認めるかどうかの判断に際し、法務大臣に要求されている法令上の要件は、前述したように、これを認めるに足りる「相当の理由」の存否であつて、この判断は、違法性の判断と異なり、法務大臣に広範な自由裁量権が留保されていることは、明白である。しかるに、原判決は、この自由裁量権に上陸拒否事由に準ずる事由がないかぎり更新を許可すべしという法文に存在しない枠をはめ込むものであつて、同令二―条三項の解釈に誤りを犯したものとわなければならぬ。